

申告は3月15日(水)までです 税の申告はお済みですか

3月12日(日)は午前9時から午後3時まで
受け付けますのでぜひご利用ください

市民税・都民税の申告と所得税の確定申告の期限は、3月15日(水)までです。

期限間際になると、市役所および税務署の申告窓口が大変混雑しますので、早めに申告を済ませてください。

市民税・都民税の申告は市役所で、所得税の確定申告は税務署でそれぞれ受け付けています。

記入済みの所得税確定申告書については、市役所でも提出できます。

なお、平成18年度から65歳以上(昭和16年1月1日以前生まれの方)の方に対する税制が大きく変わります。

それに伴い、非課税だった方も課税され、市民税・都民税の申告または所得税の確定申告が必要となる場合があります。

また、国民年金保険料を控除する際には、社会保険庁が発行する控除証明書または領収書が必要となりますので、ご注意ください。

受付日時

3月15日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日を除く)

12日(日)は、平日市役所に来庁できない方のため、臨時に

申告の受け付け(午前9時から午後3時まで)を行いますので、ご利用ください。

受付場所

課税課

提出した所得税確定申告書に誤りがあったとき

申告書の控えと印鑑を持参のうえ、税務署にご相談ください。

納税は期限内に

所得税の納付期限は3月15日(水)です。

納付期限を過ぎると延滞税がかかりますので、お近くの金融機関で期限内に納税を済ませてください。

納税は口座振替で

所得税の納税には、口座振替が便利です。

新規に口座振替を希望する方は、金融機関または税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

市役所および税務署への、お車での来場は「遠慮ください」。

「問い合わせ」市民税・都民税は課税課、所得税は武蔵府中税務署(042-362) 4711

3・4月は引越しのシーズンです 届け出や手続きをお忘れなく 臨時日曜窓口を開設します

3月から4月までは、進学や就職、転勤などで引越しをする方が増え市民課窓口が大変混雑合います。月曜日や祝日の翌日は特に混雑合いますので、これらの日や昼休みを避けて、手続きすることをお勧めします。

「問い合わせ」企画経営室・市民課

本人確認にご協力を

最近、第三者が本人になりすまして、虚偽の転入・転出や戸籍の届け出、住民票申請を行うという事件が全国的に発生しています。市では、皆さんの個人情報を守るために、虚偽の届け出等を未然に防止するために、窓口に来た方の本人確認を行っています。

納付期限を過ぎると延滞税がかかりますので、お近くの金融機関で期限内に納税を済ませてください。

受付番号発券機を設置

市民課にお越しの際は、次の手順で手続きをお願いします。

①届出書や申請書にご記入ください



さい。

②異動・戸籍の届けは右側、各種証明の申請は左側の発券機(写真参照)から番号カードをお取りください。

自動交付機のご利用を

住民票の写しと印鑑登録証明書を発行する自動交付機を市役所2階と中央公民館1階に設置しています。交付機の利用には、暗証番号を登録した「こまえ市民カード(兼印鑑登録証)」が必要となります。

日曜窓口のご案内

平日の開庁時間内に市役所に

設置場所	利用時間
市役所2階市民課前	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
中央公民館1階ロビー	月～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日 午前9時～午後5時

年末年始(12月29日から1月3日まで)は利用できません。
中央公民館の休館日(毎月第1・第3火曜日、祝日、祝日が第1および第3火曜日にあたる場合はその翌日、12月28日から1月4日まで)



来庁できない方にご利用いただくため、毎月最終日曜日に窓口(午前9時から午後1時まで)を開設しています。3月から市民課では、住民異動の届け出と印鑑登録業務の取り扱いを行い、また、新たに社会福祉課、高齢福祉課、児童福祉課の窓口も開設します。なお、3・4月の繁忙期は臨時日曜窓口を開設しますので、ご利用ください。

開設日	区分	開設日時
3月19日(日)	臨時開設	午前9時から 午後1時まで
3月26日(日)	通常開設	
4月2日(日)	臨時開設	
4月30日(日)	通常開設	

「開設窓口」市民課・課税課・収納課・保険年金課・社会福祉課・高齢福祉課・児童福祉課

担当課	取扱業務
保険年金課	国民健康保険・国民年金資格取得喪失受け付け
社会福祉課	身体障害者手帳住所変更手続き
高齢福祉課	介護保険要介護・要支援認定者の転出入手続き
児童福祉課	児童手当申請・児童育成手当申請・育成障害手当申請・児童扶養手当申請・特別児童扶養手当申請・保育園入所申請・学童保育所申請受け付け

用途地域の見直し原案および高度地区制限の原案がまとまりました。用途地域の見直し(敷地面積の最低限度制限)については、平成17年7月に、高度地区制限は平成18年1月に市民説明会を開催し、それぞれ原案がまとまりました。内容は、広報12月1日号でお知らせしたとおりとなりました。

用途地域の見直しについては、都市計画決定に向けて都と協議中ですが、都の都市計画審議会に付議された後、今年の夏頃に都市計画決定される予定です。

「問い合わせ」計画課

小額契約の希望者登録申請の受け付け

東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格審査申請を行わず、市が発注する小額の見積り競争等のみを希望する市内業者の方を対象に、狛江市小額契約希望業者登録申請の受け付けを行います。

「対象契約」 修繕 1件の支出予定額が10万円未満の消耗品の購入 主管課が発注する1件50万円未満の工事委託 物品単価契約による購入

「対象」 本店の所在地が市内にあること(個人の場合は、市内に住居登録または外国人登録があること) 法人市民税または個人市・都民税の滞納がないこと 許可・免許等を営業の要件とする業種については、その許可等を受けて

登録しないこと

「必要書類」 法人の場合 ①発行日から3カ月以内の登記簿謄本 ②発行日から3カ月以内の印鑑証明書 ③法人市民税納税証明書 個人の場合 ①発行日から3カ月以内の印鑑証明書 ②身分証明書 ③市・都民税納税証明書

「受け付け・問い合わせ」 3月17日(金)までに申請書(市ホームページからダウンロードまたは契約課で配布)を契約課へ。

用途地域の見直し原案および高度地区制限の原案がまとまりました。用途地域の見直し(敷地面積の最低限度制限)については、平成17年7月に、高度地区制限は平成18年1月に市民説明会を開催し、それぞれ原案がまとまりました。内容は、広報12月1日号でお知らせしたとおりとなりました。

用途地域の見直しについては、都市計画決定に向けて都と協議中ですが、都の都市計画審議会に付議された後、今年の夏頃に都市計画決定される予定です。

「問い合わせ」計画課